（警備業法の一部改正）

第百四条　警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正）

第百五条　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号イ、ハ及びホ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第四十六条から第五十条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第百六条　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正）

第百七条　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号及び第十八条第三項第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十一条及び第三十二条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（探偵業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

第百八条　探偵業の業務の適正化に関する法律（平成十八年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十七条及び第十八条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四節　個人情報保護委員会関係

（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第百九条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第三号イ、第百十三条第四号及び第百三十六条第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百七十六条から第百八十一条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第百十条　デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第八項から第十一項までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五節　金融庁関係

（担保付社債信託法等の一部改正）

第百十一条　次に掲げる法律の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

一　担保付社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第六十八条

二　金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第七十一条第一項、第七十二条及び第七十三条第一項

三　協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第五十六条、第五十七条第一項、第五十八条及び第五十九条

四　金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）第十八条から第二十条まで

五　犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）第四十三条第一項

（無尽業法の一部改正）

第百十二条　無尽業法（昭和六年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第三十六条から第三十八条までの規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第百十三条　金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第十五条の二から第十八条までの規定及び第十九条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（金融商品取引法の一部改正）

第百十四条　金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第一項第二号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第七十七条の三第二項第三号イ、第七十八条の八第二項第三号イ及び第七十九条の八第三号イ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百五十六条の三十九第一項第四号ハ及び第百五十六条の六十七第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第百九十七条から第百九十八条までの規定、第百九十八条の三から第二百条までの規定、第二百条の三第一項、第二百一条及び第二百二条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百三条第一項中「賄賂」を「賄賂」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第二百四条及び第二百五条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（公認会計士法の一部改正）

第百十五条　公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号及び第三号並びに第三十四条の十の十第三号及び第四号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十二条の二、第五十二条の三第一項及び第五十二条の四中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）

第百十六条　協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条の四第五号及び第六条の五の十二第一項第四号ハ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第八条の二から第十条の二の二までの規定、第十条の二の四及び第十条の二の五中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（船主相互保険組合法の一部改正）

第百十七条　船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第三号ロ中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

第五十六条第一項中「貸付」を「貸付け」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五十七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。